法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する省令

令　和　８　年　７　月

法務省大臣官房秘書課

１　改正の趣旨・内容

公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行に伴い、公益信託については、主務官庁による許可・監督制が廃止され、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）により認可・監督することとされることから、法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第１３号）を廃止するもの。

２　施行期日

令和８年７月１日